

宮城県監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 2 年 4 月 14 日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日  
令和元年 9 月 2 日
- 2 通知のあった日  
令和元年 10 月 31 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 古川工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

法令に根拠のない金銭の徴収が認められたので、改善されたい。

(内容)

寄附を受納して県有となった合宿所において、長年、条例に定めのない使用料を学校独自に徴収し管理していたもの。

- ・件数 不明
- ・残高 1,456,695円

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

違反する法令 地方自治法第 228 条第 1 項

ロ 措置の内容

当該残高は、同窓会からの寄附を受けて県有となった合宿所の使用に伴う負担額として、長年、学校独自の規定に基づき、合宿所及び関連施設の改修やクリーニング、畳・カーテン等の設備の修理や更新、暖房用燃料費等に充てる目的で徴収していたが設備修理への支出はあったものの、他の用途の支出にはあまり充てずに累積したものである。

対応策として、合宿所使用規定を一部改正して使用料を徴さないこととし、また、当該会計の残高 1,456,695 円の処理については、県の歳入とする方向で調整を進めている。